

公安委員会
説明資料No. 1

犯罪被害者等給付金の裁定（愛知県・北海道）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成27年4月2日
給与厚生課

（ 略 ）

(略)

公安委員会 説明資料No. 2	「風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	平成27年4月2日 保安課
---------------------------	--	------------------

1 趣旨

客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しをめぐる議論等を踏まえ、善良の風俗の保持等を図ることを目的とする団体の自主的な活動を一層促進するため、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）の一部を改正するに当たり、その改正案について意見の募集を実施する。

2 改正案の概要

風俗環境浄化協会に関する規則は、都道府県公安委員会又は国家公安委員会から指定を受け、風俗環境に関する苦情の処理、違法行為防止のための啓発活動等を行う風俗環境浄化協会に関し必要な事項を定めるものであり、同規則を以下のとおり改正する。

- (1) 都道府県風俗環境浄化協会又は全国風俗環境浄化協会との合意に基づいてこれらと協力して善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする団体（風俗環境浄化協力団体）であって、国家公安委員会又は都道府県公安委員会から助言、指導等の措置を受けようとするものは、複数都道府県で事業を行う場合は国家公安委員会に届出書を提出することができることとする。
- (2) 国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、当該届出をした団体に対して必要な助言、指導等を行うことができることとする。
- (3) 風俗環境浄化協会は、違法行為防止のための啓発活動の実施のために風俗環境浄化協力団体に協力を求めることができることとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。

3 意見募集の期間

平成27年4月3日（金）から平成27年5月2日（土）までの30日間

1 役員選任(再任)の認可

(1) 概要

自動車安全運転センター(以下「センター」という。)の役員の選任及び解任は、自動車安全運転センター法第20条の規定により、国家公安委員会の認可が必要とされているところ、本年4月30日に任期(2年)満了となる非常勤理事2名について、選任(再任)の認可申請がなされたもの。

(2) 役員に選任(再任)しようとする者

- 安西 愈(あんざい まさる) 弁護士
- 鈴木 春男(すずき はるお) 千葉大学名誉教授

(3) 任期

平成27年5月1日から平成29年4月30日まで

2 平成27年度予算及び事業計画の認可

(1) 概要

センターは、自動車安全運転センター法第33条の規定により、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会の認可(長官専決)を受けなければならないとされている。この度、平成27年度の予算及び事業計画について、センターより申請がなされ、その内容が適正であると認められたことから、3月31日付けで認可した。

(2) 予算及び事業計画の概要(括弧内は前年度比)

ア 予算

※ 単位: 百万円(単位未満切捨てのため総額と一致しない。)

予算総額 6,399 (△20)

【収入(総額6,399百万円)】

- 補助金収入 130 (0)
- 手数料収入 4,615 (△58)
 - 事故証明書発行手数料 1,528 (△102)
 - 経歴証明書発行手数料 3,087 (44)
- 研修料等収入 1,150 (27)
- 雑収入 226 (9)
- 繰越金受入 276 (1)

【支出(総額6,399百万円)】

- 役職員給与 3,071 (33)
- 一般業務費 2,265 (△57)
- 研修業務費 541 (△47)
- 施設整備費 157 (52)
- 調査研究費 33 (2)
- その他 30 (△2)
- 予備費 300 (0)

イ 事業計画

- 安全運転研修業務 延べ53,100人日 (540)
- 証明書発行業務
 - 事故証明書 2,830,000件 (△190,000)
 - 経歴証明書 4,900,000件 (70,000)
- 通知業務 720,000件 (△80,000)
- 調査研究業務
 - 災害時における緊急脱出の運転者行動に関する調査研究ほか2件

1 経緯

政府の第2次犯罪被害者等基本計画に基づき開催された「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」の提言を受け、精神医学、臨床心理学、被害者学等の有識者から成る「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」（座長：中島聡美（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所犯罪被害者等支援研究室長）を警察庁に設け、昨年3月から本年3月にかけて計5回開催し、報告書を取りまとめたもの。

2 報告書概要

(1) 精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支援制度等の現状

既存の制度である、保険診療による医療費負担額軽減、犯罪被害給付制度、警察が所管するカウンセリング制度、民間犯罪被害者支援団体・教育研究機関等が行うカウンセリング等の現状を確認した。

(2) 犯罪被害者に対する心理療法等の現状

犯罪被害者に対する心理療法等の現状を明らかにするため、医師、心理職を対象として実態調査を実施し、犯罪被害者等にとって、心理療法等の費用が経済的負担となっているなどの実態を確認した。

(3) 犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する施策の在り方

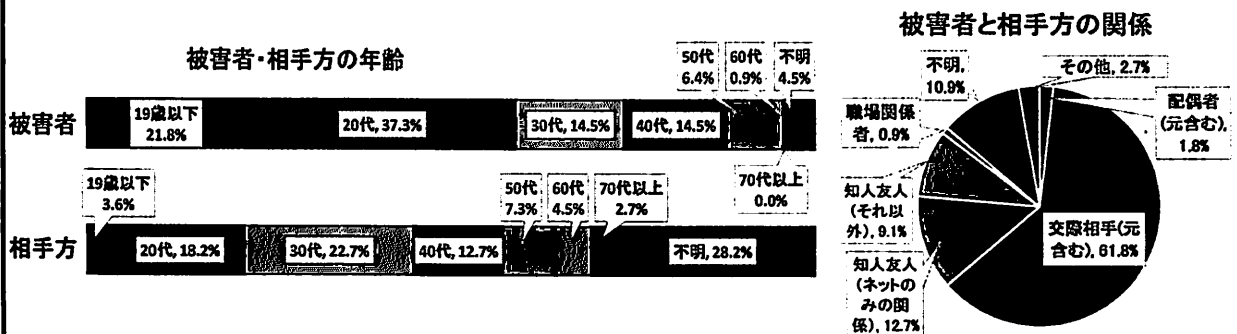
心理療法等に係る犯罪被害者等の自己負担の各種軽減方策を検討した上で、以下の趣旨の提言がなされた。

- 一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度は犯罪被害者にとって利用しやすいものであり、国の支援・関与の下でこれを全国展開していくことが望ましい。
- 同制度の周知や、心理療法等の実施者の養成を強化することを期待する。

1 私事性的画像被害防止法に係る相談状況等(平成26年11月27日～同12月31日)

(1) 相談状況

- ・ 私事性的画像に係る相談件数は110件。
- ・ 被害者の性別は、女性が99件(90.0%)、男性が11件(10.0%)、不明が0件(0.0%)。
- ・ 相手方の性別は、男性が88件(80.0%)、女性が8件(7.3%)、不明が14件(12.7%)。



(2) 対応状況

警察では、相談を受けた110件のうち、上記期間中に強要罪、児童ポルノ規制法違反等で7件検挙したほか、被害者への防犯指導・助言、画像の削除を含む相手方への注意・警告等を行った。

(平成26年中は、私事性的画像被害防止法違反による検挙はなし。)

2 私事性的画像被害防止法違反による主な検挙事例

- (1) 男(33歳)は、平成27年1月25日頃から同年1月27日頃までの間に、元交際相手である被害者の衣服の一部を着けない画像を加工した写真多数を商業施設駐車場に置いたことから、同年2月19日、私事性的画像被害防止法違反で逮捕したもの。(福島県警察)
- (2) 男(50歳)は、被害者と交際関係にあったが、交際を断られたため、被害者を困惑させようと企て、平成27年1月26日にインターネット上に被害者の裸の画像等を投稿したことから、同年3月26日、私事性的画像被害防止法違反で逮捕したもの。(警視庁)

※ 法の概要

平成26年11月に成立した私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成26年法律第126号)においては、第三者が撮影対象者を特定できる方法で私事性的画像記録(物)を不特定又は多数の者に提供又は公然と陳列した場合等の罰則(第3条)を設けるとともに、私事性的画像記録が公表された場合に迅速に削除するためプロバイダ責任制限法の特例(第4条)等が規定されている。施行日は平成26年11月27日(第3条については同年12月17日、第4条については同年12月27日。)

京都府警、山口県警、島根県警及び神奈川県警合同捜査本部は、北朝鮮から貨物を不正に輸入した疑いで、3月26日(木)、被疑者2名を通常逮捕するとともに、関係箇所6か所を捜索した。

1 被疑者

- (1) 千葉県内に居住する会社役員の男性 (61歳)
- (2) 東京都内に居住する会社員の男性 (42歳)

2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反 (無承認輸入)

3 事案の概要

被疑者らは共謀の上、北朝鮮産の松茸を中国経由で不正に輸入することを企て、平成22年9月、政令で経済産業大臣の輸入承認を受ける義務を課せられた貨物として公表された北朝鮮を原産地とする生松茸約1,200キログラム (輸入申告価格約300万円相当) を中国から空輸し、同松茸の原産地を中国として輸入許可を受けた後、本邦内に引き取り、もって経済産業大臣の承認を受けずに貨物を輸入したものの。

4 参考

我が国政府が講じている対北朝鮮措置に係る違反事件の検挙は、本件が34件目となる。